**ａ．親会社等の概要**

・　名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金を記載する。

**ｂ．当該親会社等の財務諸表**

・　貸借対照表及び損益計算書を添付する。キャッシュ・フロー計算書を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書も添付する。

※　金商法に基づく財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を開示する。会社法による貸借対照表及び損益計算書のみ作成している場合には、当該書類を開示する。

※　連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表、四半期連結財務諸表を作成している場合には、その内容が定まり次第、当該書類も開示する。なお、親会社等が外国会社である場合で、個別財務諸表、中間財務諸表、四半期財務諸表を作成していないときには、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表のみ開示する。

**ｃ．当該親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員の状況**

・　有価証券報告書様式（開示府令第３号様式（当該親会社等が外国会社である場合には、第８号様式））の「株式等の状況」における「所有者別状況」及び「大株主の状況」並びに「役員の状況」に準じて記載する。

**ｄ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

**〔開示対象となる親会社等について〕**

開示対象となる親会社等については、非上場の親会社等に限定されています。

「親会社等」（※）とは、原則として、①　親会社、②　その他の関係会社及び③その他の関係会社の親会社のことをいいます。ただし、その対象を「会社」のみに限定しており、「組合等」は、開示対象の範囲から除くこととしています。

（※）親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等１社が適用の対象となります。その影響が同等であると認められるときは、そのうち上場会社が選択したいずれか１社が適用の対象となります。

この「親会社等」が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は以下ａ～ｃに該当する場合には、「非上場の親会社等」には該当せず、決算情報を開示する必要はありません。

ａ．当該親会社等が外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている株券（預託証券を含む。）の発行者である場合

ｂ．当該親会社等について上場会社との事業上の関係が希薄であり、上場会社が親会社等に係る決算の内容を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合

ｃ．その他当取引所が適当と認める者である場合

※　ｂのケースに該当する場合としては、例えば、上場会社の株式の買占めを行った敵対的買収者が親会社等に該当することとなるような場合であって、上場会社が当該親会社等の会社情報を把握することが困難なケースが想定されます。この規定の適用を受けて当該親会社等に係る会社情報の開示を行う必要がないとされた上場会社は、事業年度経過後３か月以内に行われる支配株主等に関する事項の開示において、当該免除を求めるに当たって当取引所に提示した理由を開示してください。

**〔親会社等との連絡体制の整備等〕**

・ 非上場の親会社等に関する決算情報を開示しなければならない上場会社は、当該親会社等の決算情報を適切に把握できるよう、当該親会社等との連絡体制を整備するなど、適切な開示体制の構築に努めていただくようお願いします。